

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく処分又は行政指導に係る審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- （１）動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項（処分基準）
- （２）動物の愛護及び管理に関する法律第 23 条第 1 項（行政指導指針）
- （３）動物の愛護及び管理に関する法律第 23 条第 2 項（行政指導指針）
- （４）動物の愛護及び管理に関する法律第 23 条第 4 項（処分基準）
- （５）動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 2 第 1 項（行政指導指針）
- （６）動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 2 第 2 項（処分基準）
- （７）動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 4 第 1 項・第 23 条第 1 項（行政指導指針）
- （８）動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 4 第 1 項・第 23 条第 4 項（処分基準）
- （９）動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 1 項又は第 2 項（行政指導指針）
- （10）動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 3 項（処分基準）
- （11）動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 4 項（行政指導指針）
- （12）動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 4 項（処分基準）
- （13）動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項（審査基準）
- （14）動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 1 項（審査基準）
- （15）動物の愛護及び管理に関する法律第 29 条（処分基準）
- （16）動物の愛護及び管理に関する法律第 32 条（処分基準）

3 制定の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）は、第一種動物取扱業の登録その他の動物の適正な取扱いに係る処分又は行政指導について規定しており、その要件は、同法、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和 3 年環境省令第 7 号）に定められています。

これらの法令の定めのうち、その解釈等を明らかにする必要があるものについて、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 36 条の規定に基づき、それぞれ審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めようと考えています。

4 規則等の案の内容

別紙 2 から別紙 17 までのとおり、これらの法令の定めについて、その文言の解釈のほか、処分又は行政指導をするかどうか、どのような処分又は行政指導をするかについての判断の基準を定めます。

- 5 規則等を施行する時期（予定）
令和 6 年 12 月 26 日（木）